

指定難病の医療費助成の申請に マイナンバー(個人番号)を記載すると 書類の提出を一部省略できます！



【マイナンバーを利用した特定医療費支給認定申請について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定により、指定難病医療費助成制度の申請には、マイナンバーによる情報連携が可能のため、マイナンバーをご記載いただくと、一部の方を除き住民票と課税状況の確認書類の提出を省略することができます。

提出書類を省略して申請される方は、必要な方全員のマイナンバーを申請書へご記載ください。

1 提出を省略できる添付書類

①住民票の写し

②市町村民税の課税状況の確認書類

 **ただし次の方は、書類の提出を省略することができません！**

- ・申請に必要な方全員のマイナンバーをご記載いただけない場合…①と②の提出が必須
 - ・ご加入の健康保険が社会保険で、市町村民税が非課税の方
 - ・ご加入の健康保険が国民健康保険組合（一部※を除く）の方
 - ・所得や税の申告をしていない方
- …②の書類が必須

〔※神奈川県歯科医師国保組合、神奈川県食品衛生国保組合、神奈川県薬剤師国保組合、神奈川県建設連合国保組合の方が該当します。〕

2 マイナンバーの記載が必要な方

○患者と支給認定基準世帯員

支給認定基準世帯員とは、自己負担限度額を算定する際に基準となる世帯員のことで、患者の加入する医療保険の種類により、支給認定基準世帯員は次のようになります。

患者が加入している健康保険の種類別	支給認定基準世帯員	
国民健康保険	患者と、患者と同じ国保に加入している方全員	
国民健康保険組合	患者と、患者と同じ国保組合に加入している方全員	
後期高齢者医療制度	患者と、患者と同じ住民票上で後期高齢に加入している方全員	
社会保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険など)	患者が被保険者の場合	患者
	患者以外が被保険者の場合 (被保険者が課税あり)	被保険者
	患者以外が被保険者の場合 (被保険者が非課税)	患者と、被保険者

マイナンバーと本人確認について

マイナンバーは厳格に取り扱う必要があるため、患者本人の番号確認をさせていただきます。
(支給認定基準世帯員の分の番号確認は、申請者の責任で行ってください。)

マイナンバーの記載により書類の提出を省略する場合は、次のことが必要です。

- ◎窓口への提出は、患者本人のマイナンバー確認書類と本人確認書類の提示
- ◎郵送での提出は、患者本人のマイナンバー確認書類と本人確認書類のコピーの提出

<本人確認書類の例>

(例①) マイナンバーカード両面 (1種類で番号確認と本人確認ができます。)

(例②) 次のマイナンバー確認書類と本人確認書類

<マイナンバー確認書類>

- ・マイナンバーが記載された住民票
 - ・通知カード
- (通知カードに記載されている氏名・住所が、住民票と一致している場合に限ります。)



<本人確認書類>

いずれか1種類

運転免許証・運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など、顔写真付きのもの

上記が不可能な場合、いずれか2種類

健康保険証、住民票、社員証・学生証、年金手帳、児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証など

●マイナンバーカードとは

市町村役場へ申請することで発行されるものです。表面には顔写真のほか、住所、氏名、生年月日、性別等が、裏面にはマイナンバーが記載されています。

提出の際は、両面のコピーが必要です。

●通知カードとは

紙のカードで、あなたのマイナンバーの他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています。

令和2年5月25日以降に改姓や転居を行った場合は、番号確認書類として使用することができなくなりました。

<マイナンバーカードの見本>

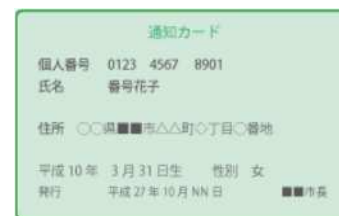


【おもて面】



【うら面】

<通知カードの見本>



【マイナンバー制度全般に関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル (内閣府)

TEL 0120-95-0178 ※平日 9時30分~20時、土日祝 9時30分~17時30分